

No. 1 2 むつ小川原石油備蓄株式会社

1 法人の概要

(平成 25 年 6 月 27 日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 高橋 仁志	県所管部課名	エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課
設立年月日	昭和 54 年 12 月 20 日	資本金	50,000 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	東燃ゼネラル石油(株)	20,000 千円	40.0%
	青森県	17,500 千円	35.0%
	東北電力(株)	5,000 千円	10.0%
	J X 日鉱日石エネルギー(株)	5,000 千円	10.0%
	コスモ石油(株)	2,500 千円	5.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	取締役	2 名	2 名
	監査役	1 名	0 名
	社員	1 1 6 名	1 1 6 名
業務内容	むつ小川原国家石油備蓄基地の操業に係る業務の受託及び付帯関連する一切の事業		
経営状況 (平成 24 年度)	営業収益	4,875,317 千円	(その他参考) 県への配当金 33,250 千円 (1 株につき 19,000 円)
	営業利益	188,355 千円	
	経常利益	193,282 千円	
	当期純利益	132,438 千円	

2 沿革

第一次エネルギーに大きな割合を占め、かつ、そのほとんどを輸入に頼る石油の安定供給の確保は、我が国の最重要課題のひとつであった。政府は昭和 50 年 1 月に石油備蓄法を公布し、民間石油企業に 90 日分の石油備蓄を義務付け、備蓄を進めたが、さらに国自らが備蓄を行うことになり、昭和 53 年 6 月に「石油開発公団」を改組し、国家石油備蓄の推進機関として「石油公団」が誕生した。石油公団は、昭和 54 年 10 月にむつ小川原国家石油備蓄基地の建設を決定し、基地の建設と操業を担うための第一号の石油備蓄会社として、昭和 54 年 1 月に「むつ小川原石油備蓄株式会社」が設立されるに至った。

当法人が設立されてから約 20 年が経過した後、平成 13 年 12 月の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」により、備蓄事業の国直轄化（国家備蓄原油、国家備蓄施設・土地の国有化等）、石油公団の廃止、金属鉱業事業団との統合及び国家石油備蓄会社の廃止が決定された。石油公団が所有していた「国家備蓄石油」が国へ移管され、平成 16 年 2 月 29 日に石油公団及び金属鉱業事業団を承継した「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」（以下「JOGMEC」という。）が発足した。

JOGMEC は、国との委託契約に基づき、国家備蓄石油の統合管理業務を行うこととなり、さらにむつ小川原石油備蓄株式会社は、JOGMEC からむつ小川原国家石油備蓄基地操業を委託される操業受託会社に変更現在に至っている。

3 法人を取り巻く現状

当法人は、石油備蓄基地内の施設等の修繕保全・改良工事等を実施しているが、コンストラクション・マネジメント方式の充実、一般競争入札の拡大等、工事管理の効率化・保全費用の低減等に取り組んでいることもあり、財務状況としては、毎年度安定して黒字を確保している。

また、施設の安全防災対策として、中期経営計画にも掲げている防災訓練、教育などに加え、大規模地震対策や原子力災害対策についても、施設の耐震工事や防災拠点の整備等の取組を進めているところである。

なお、平成24年度に、平成25年度から平成29年度までの5年間のJOGMECとの国家石油備蓄基地操業に係る業務委託契約を締結したところである。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 継続的な地元雇用及び地元調達拡大

ア 法人の対応

当法人の基本方針は、安全防災・環境保全を第一とする運営、確実かつ効率的な業務遂行、組織の活性化及び少数精鋭、加えて、地域社会との共生を掲げ、その地域社会との共生の観点から、継続的な地元雇用及び地元調達の拡大を進めてきている。

まず、地元雇用者の状況については、直近4年間で、平成22年度に7名、平成23年度に4名、平成25年度に7名であり、現時点で、常勤職員116名のうち89名が県内出身者となっており、今後も、引き続き、地元採用を行う予定としている。

また、地元調達については、平成19年度より一般競争入札を導入し、県内業者の受注機会拡大に取り組んでおり、平成22年度以降は、件数ベースで約85%程度、金額ベースで75%以上を占める状況となっている。

イ 委員会の意見等

地元雇用が全社員の77%に達している状況であること、また、地元調達の拡大に積極的に取り組んでいることについては、高く評価するものである。今後も、これまでと同様な姿勢で対応いただくことを期待するものである。

(2) 県出資割合の検証

ア 法人及び県の考え方

(7) 法人の対応

会社設立以来、国、株主及び地元を支えられ現在の安定操業を継続しているところであり、特に県は株主という側面だけでなく、地元との関係構築において、特段の支援などを得ているものであり、今後も、安定株主として関与の継続をお願いしたい。

(イ) 県の対応

当法人は、国家石油備蓄事業を行う立地企業として、むつ小川原開発地区の開発推進や地元雇用及び地元調達など、当地域の振興に大きく貢献している。

県としては、当法人の地域に果たす役割の大きさから出資を行っており、設立時から現在まで、その意義は変わらないものと認識している。したがって、当法人が県による継続的な出資の維持を希望しており、また、県の出資の目的・意義も変更がないので、今後も現在の出資割合を維持していくべきものと考えている。

イ 委員会の意見等

国直轄の石油備蓄事業の立地に伴うものであり、また、当法人の地元雇用の確保などの取組は地域振興に資するものであることから、県の一定の関与は理解するところである。しかし、平成16年2月のJOGMEC発足を契機に、当法人の減資などにより県の出資割合が設立当初の1%から現在の35%へ引き上がった経緯もあることから、今後、県において、県の関与のあり方を踏まえ、出資割合について検証していくことが必要である。